

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2021年1月12日

東京都作業部会確認年月日 2021年2月10日

事業名 エネルギー費用

案件名 ENEOS との電気需給契約（31件）における電気料金の支出

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、大会経費のうち、会場関係のエネルギーのインフラ整備に係る事業であり、経費分担は平成 29 年 5 月 31 日の大枠合意に基づくものである。 ・当該仮設引込施設のうちパラリンピック会場においてはパラリンピック大会時における会場運営においても必要不可欠なものであり、大枠合意に基づき、パラ経費相当分の 1/4 を都が負担する事項と考える。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、オリンピック・パラリンピック競技大会のオリンピックスタジアムウォームアップエリア他 30 件の施設で必要となる電力に係る経費を支出するものであり、当該会場の運営を全面的に担う組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似の	必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、当該仮設引込施設において、工事期間における試運転（性能確認等）、組織委員会管理期間、および、大会時における施設運営を行う上で電気の供給は必要不可欠である。 ・大会で再エネ電気を利用することは、立候補ファイルより規定しており、持続可能な大会の実現に向けては、必要不可欠な要素である。 	

<p>ものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件に係る電気料金単価は、組織委員会が大会パートナーである ENEOS と選手村メインダイニング等において契約している単価（一般の電力会社と比較して同額以下）をもとに試算しており、また想定電力量は、各設備の電気容量及び施設の稼働状況等を踏まえて試算しており、適正と考える。 ・再エネ電氣化単価は、組織委員会が大会パートナーである ENEOS と大会の延期決定前に契約を行った際の単価をもとに試算しており、適正な価格と考える。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件は、会場の整備（準備および撤去）及び大会の運営を行うために必要不可欠な経費である。 ・東京 2020 大会の延期を受け、大会関係者との調整から今後の各施設の稼働状況等を踏まえて電力会社と契約電力の見直しを実施しており、経費の削減に努めている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、パラリンピック大会の運営においても必要不可欠なものであり、大枠合意に基づく公費負担の対象として適切といえる。 ・引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。